

議案第 号

市道路線の認定及び認定変更について

次のとおり市道路線を認定し、及び認定変更しようとするので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年（2026年）2月13日提出

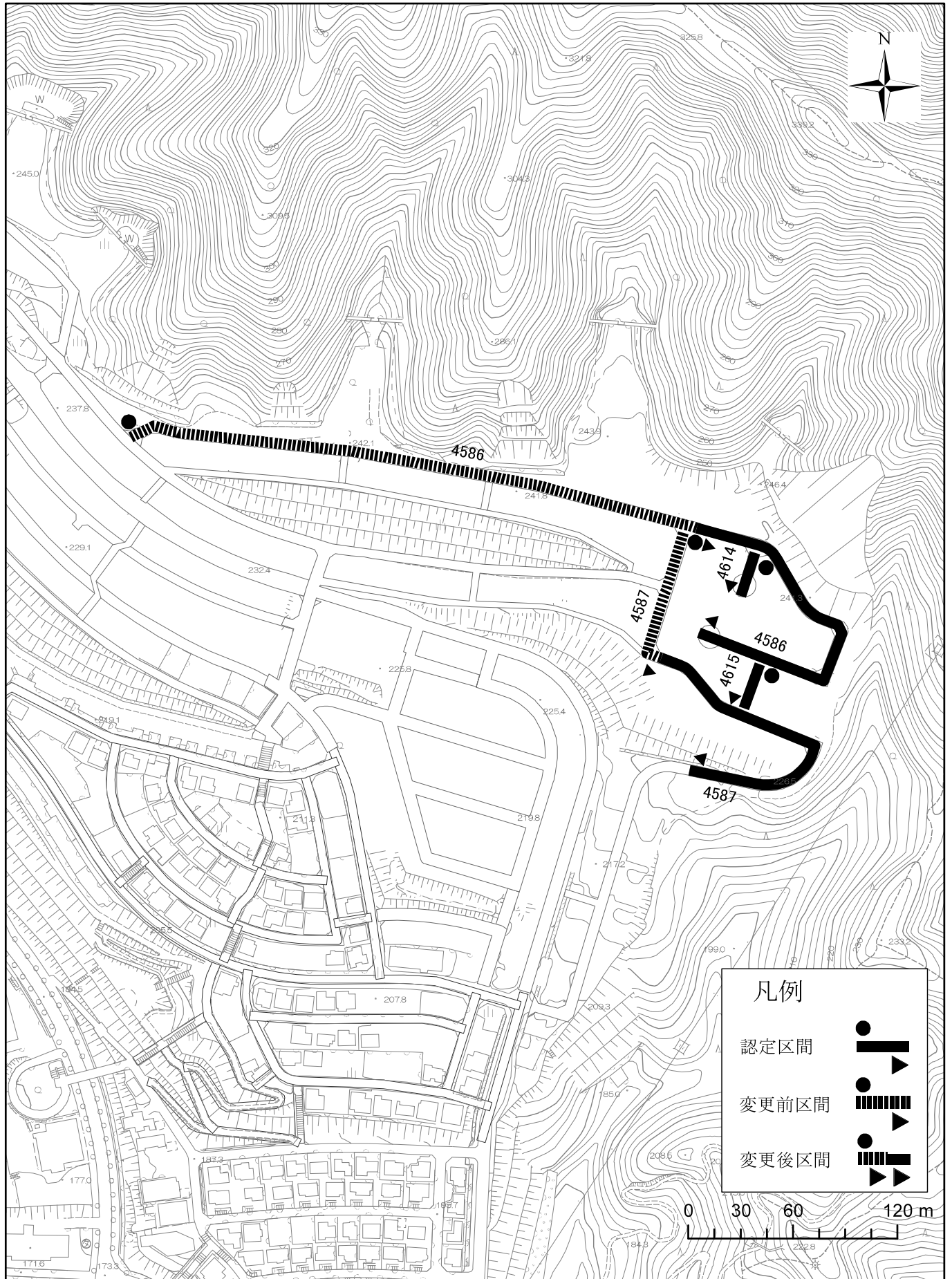
宝塚市長 森 臨太郎

1 認定しようとする路線




整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4614	4614号線	起点	山手台東4丁目1番16		m	m
		終点	山手台東4丁目1番14		27.00	最大 13.00 最小 6.00
4615	4615号線	起点	山手台東4丁目2番4		m	m
		終点	山手台東4丁目1番1		29.70	最大 6.00 最小 6.00

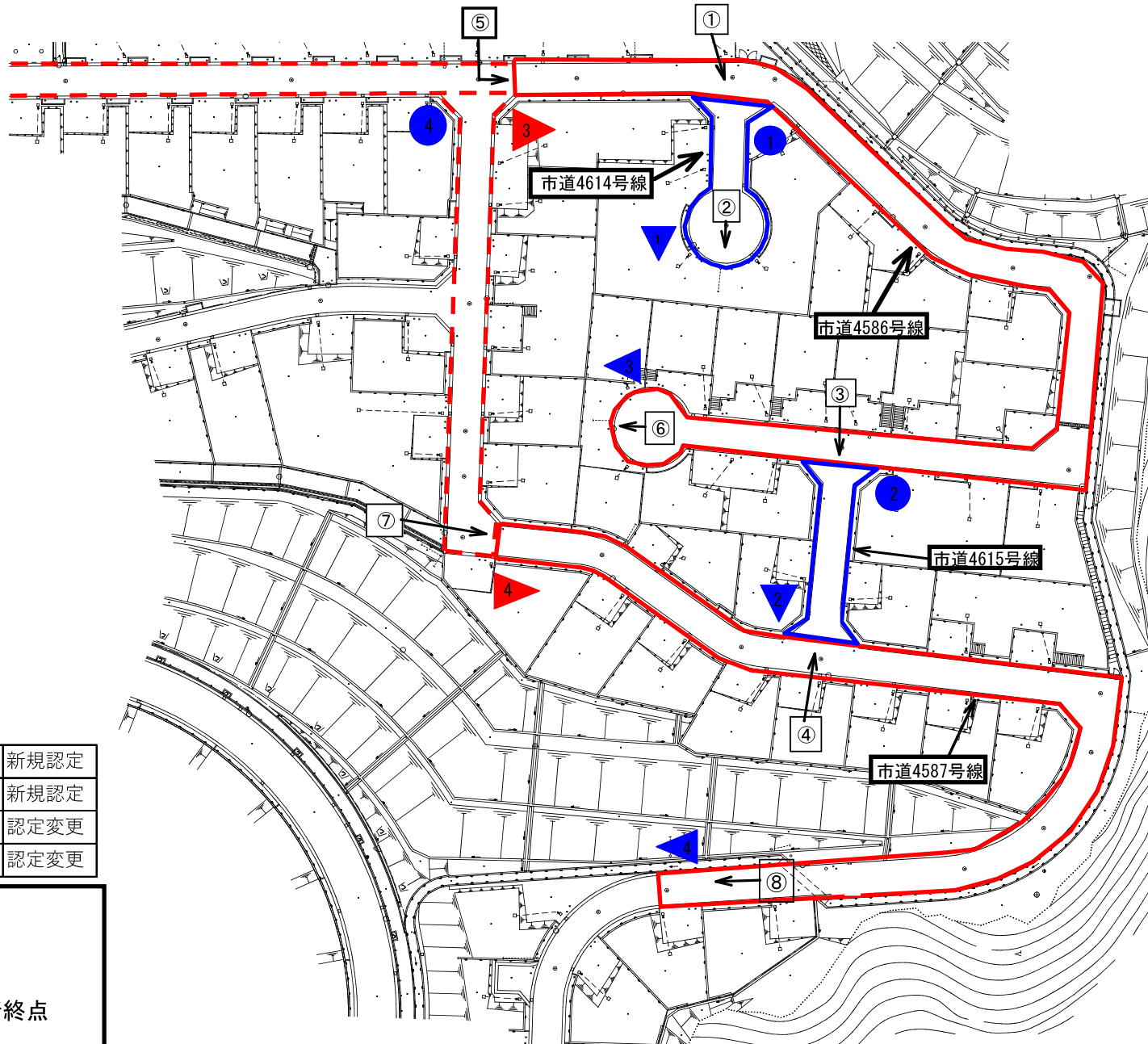
2 認定変更しようとする路線

整理 番号	路線名		認定区間		重要な 経過地	備考	
						路線 延長	路線 幅員
4586	変更前	4586号線	起点	山手台東4丁目11番1		m 332.40	m 最大 6.00 最小 6.00
			終点	山手台東4丁目7番1287			
	変更後	4586号線	起点	山手台東4丁目11番1		m 540.60	m 最大 13.00 最小 6.00
			終点	山手台東4丁目1番26			
4587	変更前	4587号線	起点	山手台東4丁目7番1287		m 80.75	m 最大 6.00 最小 6.00
			終点	山手台東4丁目7番1287			
	変更後	4587号線	起点	山手台東4丁目1番11		m 271.65	m 最大 6.00 最小 6.00
			終点	山手台東3丁目7番1379			



1	市道4614号線	新規認定
2	市道4615号線	新規認定
3	市道4586号線	認定変更
4	市道4587号線	認定変更

凡例	
	起点
	終点・新終点
	旧終点





議案第 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

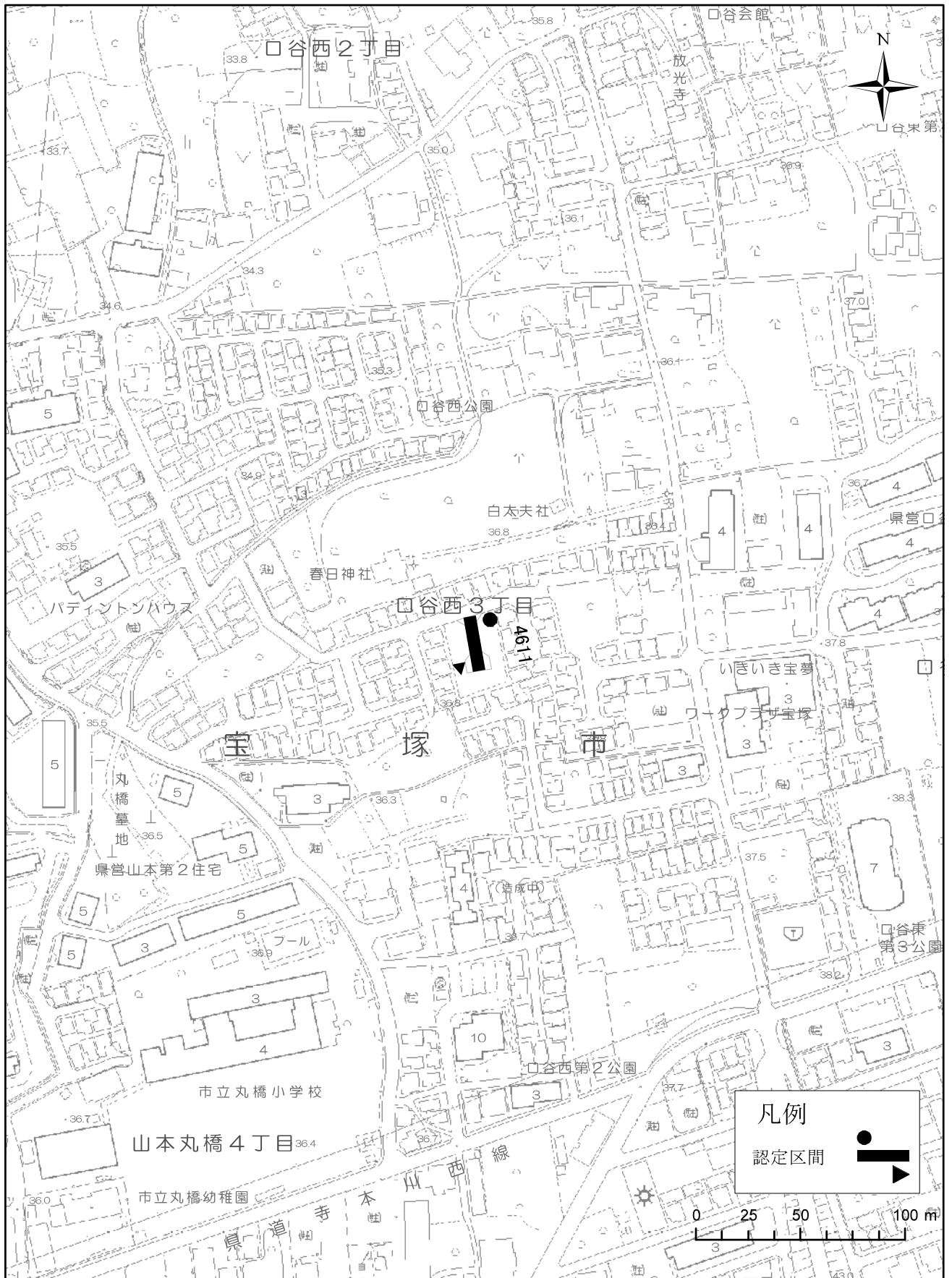
令和8年（2026年）2月13日提出

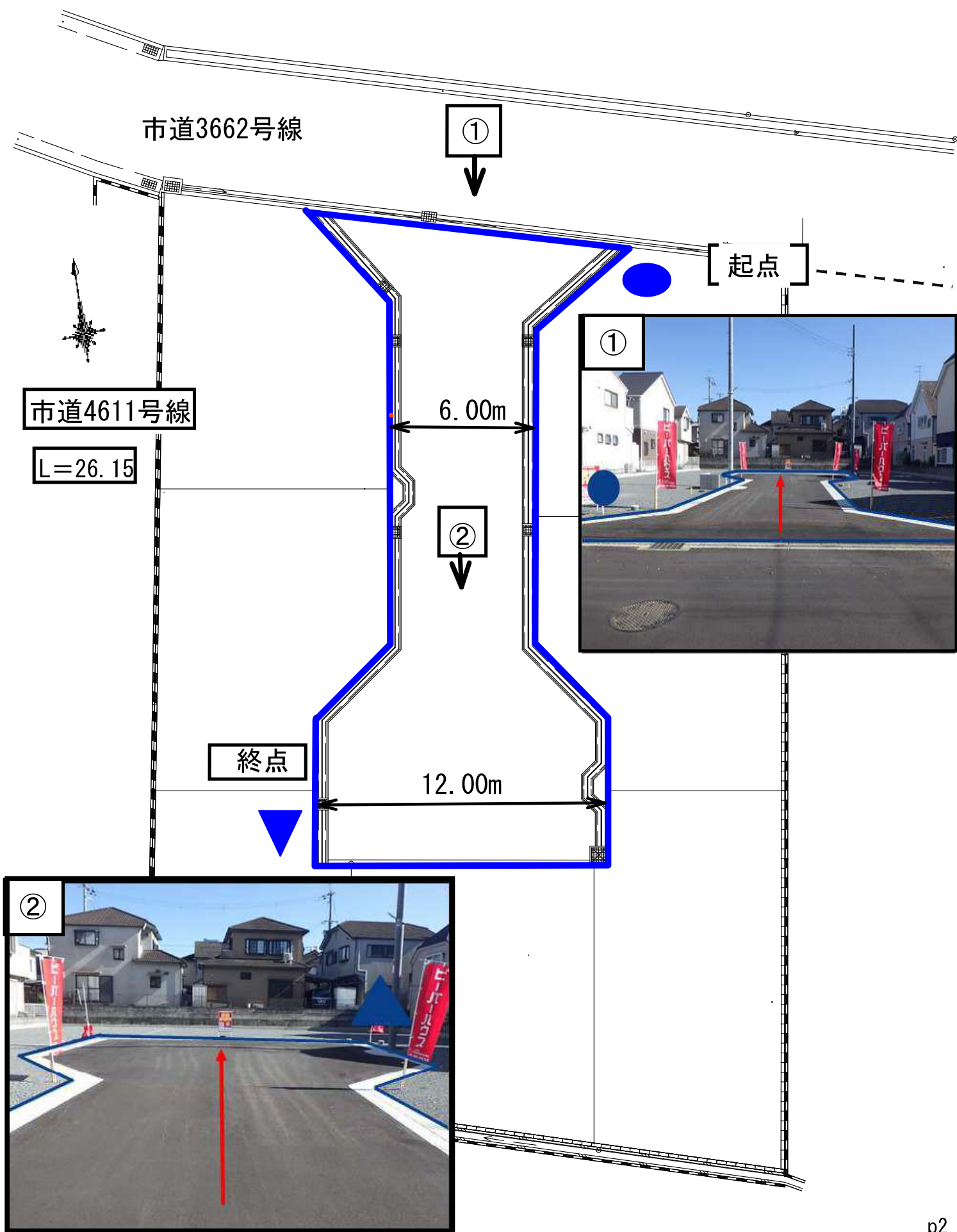
宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4611	4611号線	起 点	口谷西3丁目29番122		m	m
		終 点	口谷西3丁目29番126		26.15	最大 12.00 最小 6.00

議案第 号
市道路線の認定について
認定路線図

都市経営会議資料
都市安全部 道路管理課





議案第 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

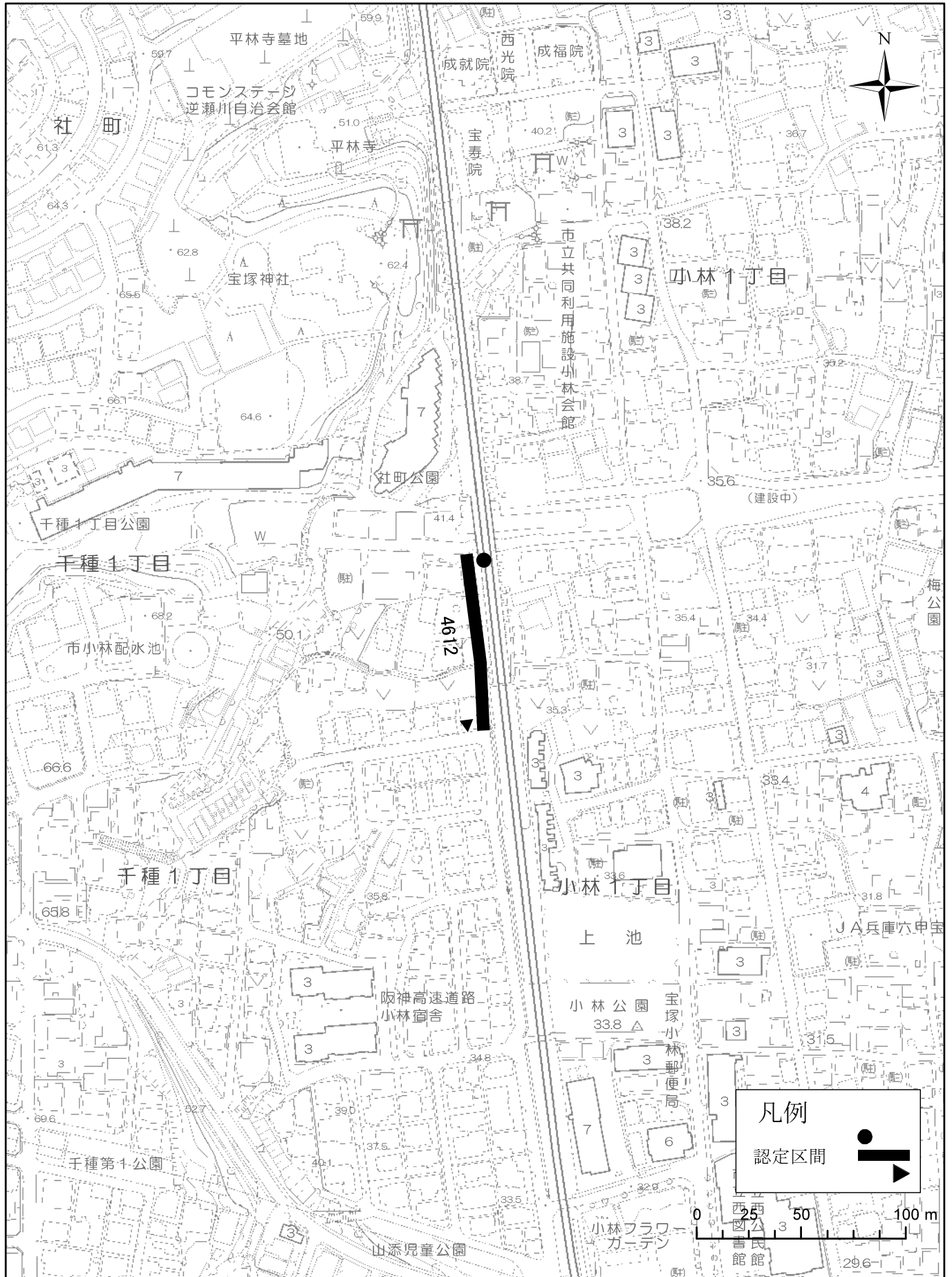
令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4612	4612号線	起点	千種1丁目284番3		m	m
		終点	千種1丁目257番1		83.40	最大 4.30 最小 4.30

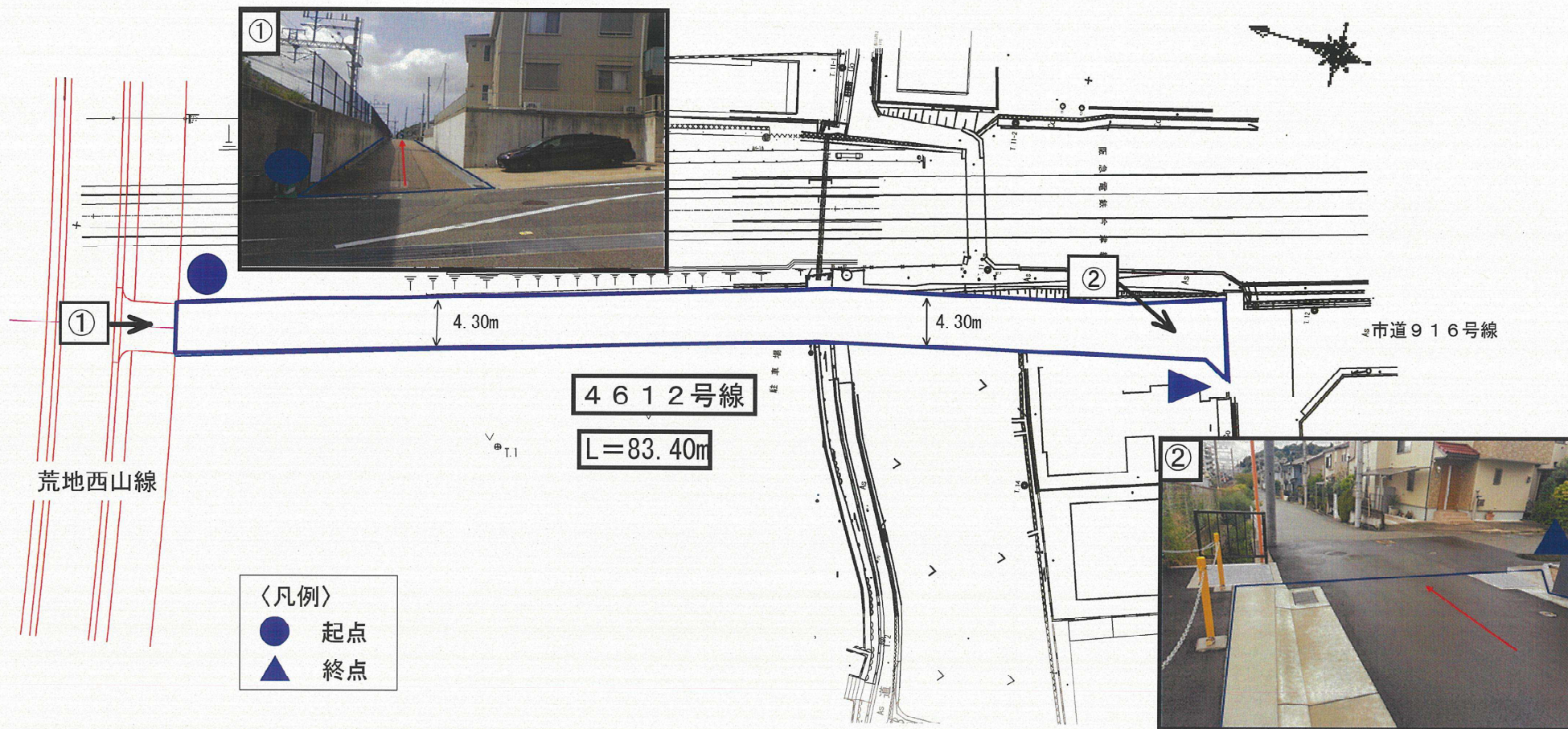
議案第 号
市道路線の認定について
認定路線図

都市経営会議資料
都市安全部 道路管理課



市道路線の認定について
市道路線の平面図

都市経営会議資料
都市安全部 道路管理課



議案第 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4613	4613号線	起 点	駒の町13番		m	m
		終 点	駒の町40番2		539.80	最大 3.85 最小 3.55

議案第 号
市道路線の認定について
認定路線図

都市経営会議資料
都市安全部 道路管理課





議案第 号

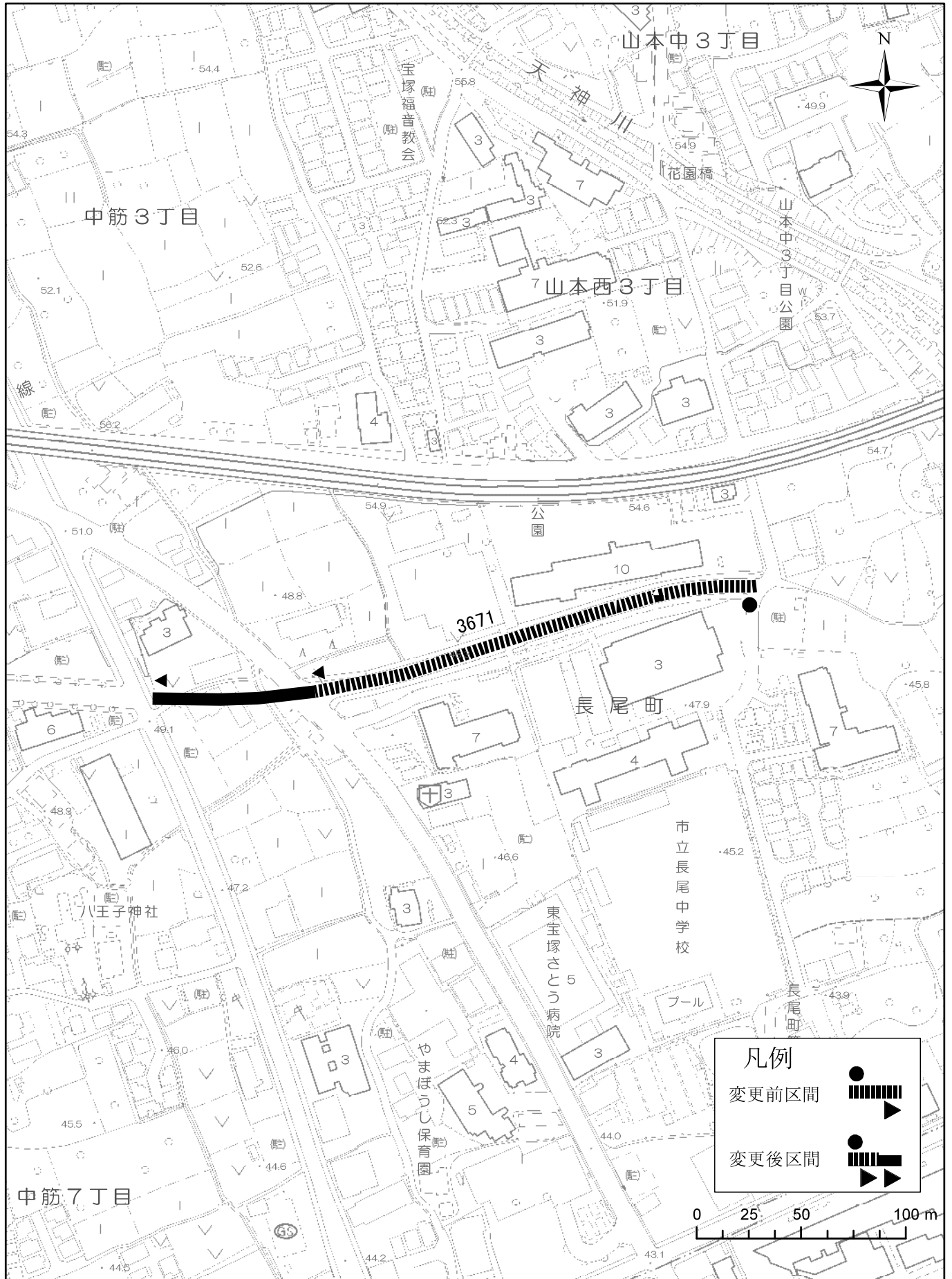
市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路 線 名		認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
3671	変 更 前	3671号線	起 点	長尾町51番		m 219.30	m 最大 15.00
			終 点	中筋6丁目129番2			最小 12.00
	変 更 後	3671号線	起 点	長尾町51番		m 298.30	m 最大 15.00
			終 点	中筋6丁目118番2			最小 12.00



議案第 号から第 号まで
市道路線の認定及び認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。